

昭和三十六年法律第二百三十八号

児童扶養手当法

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
第二章 児童扶養手当の支給（第四条—第十六条）
第三章 不服申立て（第十七条—第二十条）
第四章 雜則（第二十一条—第三十六条）
附則

第一章 総則

（この法律の目的）

この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

（児童扶養手当の趣旨）
この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

（この法律の目的）
この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

（この法律の目的）
この法律は、父又は母と生計を同じくして成長に寄与することを趣旨として支給されるものであつて、その支給を受けた者は、「これをそのままのいすれかに該当する児童（同号イ）の趣旨に従つて用いなければならぬ。」

（児童扶養手当の支給）
児童扶養手当は、児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として支給されるものであつて、その支給を受けた者は、「これをそのままのいすれかに該当する児童（同号イ）の趣旨に従つて用いなければならぬ。」

（児童扶養手当の支給）
児童扶養手当は、児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として支給されるものであつて、その支給を受けた者は、「これをそのままのいすれかに該当する児童（同号イ）の趣旨に従つて用いなければならぬ。」

（児童扶養手当の支給）
児童扶養手当は、児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として支給されるものであつて、その支給を受けた者は、「これをそのままのいすれかに該当する児童（同号イ）の趣旨に従つて用いなければならぬ。」

五 地方公務員の退職年金に関する条例に基づく年金たる給付

六 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）に基づいて国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付

七 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）に基づく年金たる給付

八 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第二百六十号）に基づく年金たる給付

九 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく年金たる給付

十 国家公務員災害補償保険法（昭和二十六年法律第一百九十一号）他の法律において準用する場合を含む。）に基づく年金たる補償

十一 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第二百四十三号）に基づく条例の規定に基づく年金たる補償

十二 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百二十一号）及び同法に基づく条例の規定に基づく年金たる補償

十三 この法律にいう「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとする。

十四 この法律において「児童」とは、十八歳等が児童に対して履行すべき扶養義務の程度又は内容を変更するものではない。

十五 この法律において「公的年金給付」とは、次の各号に掲げる給付をいう。

一 国民年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）に基づく年金たる給付

二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第二百五号）に基づく年金たる給付（同法附則第二十五条）に基づく年金たる給付（同法附則第二十八条）に規定する共済組合が支給する年金たる給付を含む。）

十六 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基づく年金たる給付（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第三十九条の規定によりなお從前の例によるものとされた年金たる給付に限る。）

十七 恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）に基づく年金たる給付

十八 児童扶養手当の支給（第四条—第十六条）

十九 不服申立て（第十七条—第二十条）

二十 雜則（第二十一条—第三十六条）

二十一 附則

二十二 第一章 総則

二十三 第二章 児童扶養手当の支給

二十四 第三章 不服申立て

二十五 第四章 雜則

二十六 第五章 附則

二十七 第六章 附則

二十八 第七章 附則

二十九 第八章 附則

三十 第九章 附則

三十第一章 附則

三十第二章 附則

三十第三章 附則

三十第四章 附則

三十第五章 附則

三十第六章 附則

三十第七章 附則

三十第八章 附則

三十第九章 附則

三十第十章 附則

三十第十一章 附則

三十第十二章 附則

三十第十三章 附則

三十第十四章 附則

三十第十五章 附則

三十第十六章 附則

三十第十七章 附則

三十第十八章 附則

三十第十九章 附則

三十第二十章 附則

三十第二十一章 附則

三十第二十二章 附則

三十第二十三章 附則

三十第二十四章 附則

三十第二十五章 附則

三十第二十六章 附則

三十第二十七章 附則

三十第二十八章 附則

三十第二十九章 附則

三十第三十章 附則

三十第三十一章 附則

三十第三十二章 附則

三十第三十三章 附則

三十第三十四章 附則

三十第三十五章 附則

三十第三十六章 附則

三十第三十七章 附則

三十第三十八章 附則

三十第三十九章 附則

三十第四十章 附則

三十第四十一章 附則

三十第四十二章 附則

三十第四十三章 附則

三十第四十四章 附則

三十第四十五章 附則

三十第四十六章 附則

三十第四十七章 附則

三十第四十八章 附則

三十第四十九章 附則

三十第五十章 附則

三十第五十一章 附則

三十第五十二章 附則

三十第五十三章 附則

三十第五十四章 附則

三十第五十五章 附則

三十第五十六章 附則

三十第五十七章 附則

三十第五十八章 附則

三十第五十九章 附則

三十第六十章 附則

三十第六十一章 附則

三十第六十二章 附則

三十第六十三章 附則

三十第六十四章 附則

三十第六十五章 附則

三十第六十六章 附則

三十第六十七章 附則

三十第六十八章 附則

三十第六十九章 附則

三十第七十章 附則

三十第七十一章 附則

三十第七十二章 附則

三十第七十三章 附則

三十第七十四章 附則

三十第七十五章 附則

三十第七十六章 附則

三十第七十七章 附則

三十第七十八章 附則

三十第七十九章 附則

三十第八十章 附則

三十第八十一章 附則

三十第八十二章 附則

三十第八十三章 附則

三十第八十四章 附則

三十第八十五章 附則

三十第八十六章 附則

三十第八十七章 附則

三十第八十八章 附則

三十第八十九章 附則

三十第九十章 附則

三十第九十一章 附則

三十第九十二章 附則

三十第九十三章 附則

三十第九十四章 附則

三十第九十五章 附則

三十第九十六章 附則

三十第九十七章 附則

三十第九十八章 附則

三十第九十九章 附則

三十第二十章 附則

三十第二十一章 附則

三十第二十二章 附則

三十第二十三章 附則

三十第二十四章 附則

三十第二十五章 附則

三十第二十六章 附則

三十第二十七章 附則

三十第二十八章 附則

三十第二十九章 附則

三十第三十章 附則

三十第三十一章 附則

三十第三十二章 附則

三十第三十三章 附則

三十第三十四章 附則

三十第三十五章 附則

三十第三十六章 附則

三十第三十七章 附則

三十第三十八章 附則

三十第三十九章 附則

三十第四十章 附則

三十第四十一章 附則

三十第四十二章 附則

三十第四十三章 附則

三十第四十四章 附則

三十第四十五章 附則

三十第四十六章 附則

三十第四十七章 附則

三十第四十八章 附則

三十第四十九章 附則

三十第五十章 附則

三十第五十一章 附則

三十第五十二章 附則

三十第五十三章 附則

三十第五十四章 附則

三十第五十五章 附則

三十第五十六章 附則

三十第五十七章 附則

三十第五十八章 附則

三十第五十九章 附則

三十第六十章 附則

三十第六十一章 附則

三十第六十二章 附則

三十第六十三章 附則

三十第六十四章 附則

三十第六十五章 附則

三十第六十六章 附則

三十第六十七章 附則

三十第六十八章 附則

三十第六十九章 附則

三十第七十章 附則

三十第七十一章 附則

三十第七十二章 附則

三十第七十三章 附則

三十第七十四章 附則

三十第七十五章 附則

三十第七十六章 附則

三十第七十七章 附則

三十第七十八章 附則

三十第七十九章 附則

三十第八十章 附則

三十第八十一章 附則

三十第八十二章 附則

三十第八十三章 附則

三十第八十四章 附則

三十第八十五章 附則

三十第八十六章 附則

三十第八十七章 附則

三十第八十八章 附則

三十第八十九章 附則

三十第九十章 附則

三十第九十一章 附則

三十第九十二章 附則

三十第九十三章 附則

三十第九十四章 附則

三十第九十五章 附則

三十第九十六章 附則

三十第九十七章 附則

三十第九十八章 附則

三十第九十九章 附則

三十第二十章 附則

三十第二十一章 附則

三十第二十二章 附則

三十第二十三章 附則

三十第二十四章 附則

三十第二十五章 附則

三十第二十六章 附則

三十第二十七章 附則

三十第二十八章 附則

三十第二十九章 附則

三十第三十章 附則

三十第三十一章 附則

三十第三十二章 附則

三十第三十三章 附則

三十第三十四章 附則

三十第三十五章 附則

三十第三十六章 附則

三十第三十七章 附則

三十第三十八章 附則

三十第三十九章 附則

三十第四十章 附則

三十第四十一章 附則

るもの、母が監護するもの又は養育者が養育するもの（以下「監護等児童」という。）が二人以上である父、母又は養育者に支給する手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額（次条第一項において「基本額」という。）に監護等児童のうちの一人（以下この項において「基本額対象監護等児童」という。）以外の監護等児童につきそれぞれ次の各号に掲げる監護等児童の区分に応じ、当該各号に定める額（次条第二項において「加算額」という。）を計算した額とする。

一 第一加算額対象監護等児童（基本額対象監護等児童以外の監護等児童のうちの一人をいいう。次号において同じ。）一万円

二 第二加算額対象監護等児童（基本額対象監護等児童及び第一加算額対象監護等児童以外の監護等児童をいう。）六千円

（手当額の自動改定）

第五条の二 基本額については、総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指數」という。）が平成五年（この項の規定による基本額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置が講じられた年の前年）の物価指數を超え、又は下るに至った場合には、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月以降の基本額を改定する。

前項の規定は、加算額について準用する。

の場合において、同項中「平成五年」とあるのは、「平成二十七年」と読み替えるものとする。

3 前二項の規定による手当の額の改定の措置は、政令で定める。

（認定）

第六条 手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事等の認定を受けなければならぬ。

2 前項の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなつた後再びその要件に該当するに至つた場合において、その該当するに至つた後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。

（支給期間及び支払期月）

第七条 手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月（第十三条の三第一項において「支給開始月」

2 いう)から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

受給資格者が災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができるなかつた場合において、その理由がやんだけ後十五日以内にその請求をしたときは、手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者がやむを得ない理由により認定の請求をすることができなくなつた日の属する月の翌月から始める。

3 手当は、毎年一月、三月、五月、七月、九月及び十一月の六期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

(手当の額の改定時期)

第八条 手当の支給を受けている者につき、新たに監護等児童があるに至つた場合における手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。

2 前条第一項の規定は、前項の改定について準用する。

3 手当の支給を受けている者につき、監護等児童の数が減じた場合における手当の額の改定は、その減じた日の属する月の翌月から行う。
(支給の制限)

第九条 手当は、受給資格者(第四条第一項第一号)又は二に該当し、かつ、母がない児童、同項第二号)又は二に該当し、かつ、父がない児童その他政令で定める児童の養育者を除く。(以下この項において同じ。)の前年の所得が、その者の所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という)並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の十一月から翌年の十月までは、政令の定めるところにより、その全部を同じくする児童が母から当該児童の養育に必要な一部を支給しない。

2 受給資格者が母である場合であつてその監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたとき、又は受給資格者が父である場合であつてその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から当該児童の養育に必要な一部を支給しない。

第九条の二 手当は、受給資格者（前条第一項に規定する養育者に限る。以下この条において同じ。）の前年の所得が、その者の扶養親族等及び当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の十一月から翌年の十月までは、支給しない。

第十一条 父又は母に対する手当は、その父若しくは母の配偶者の前年の所得又はその父若しくは母の民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項に定める扶養義務者でその父若しくは母と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の十一月から翌年の十月までは、支給しない。

第十二条 養育者に対する手当は、その養育者の配偶者の前年の所得又はその養育者の民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者でその養育者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であるときは、その年の十一月から翌年の十月までは、支給しない。

2 前項の規定の適用により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、政令の定めるところにより、それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るもとに相当する金額の全部又は一部を都道府県、市（特別区を含む。）又は福祉事務所を設置するものとする。

る町村（以下「都道府県等」という。）に返還しなければならない。

一 当該被災者（第九条第一項に規定する養育者を除く。以下この号において同じ。）の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の十二月三十一日において生計を維持したもののが有無及び数に応じて、第九条第一項に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者に支給された手当

二 当該被災者（第九条第一項に規定する養育者に限る。以下この号において同じ。）の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の十二月三十一日において生計を維持したもののが有無及び数に応じて、第九条の二に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者に支給された手当

三 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び數に応じて、第十条に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給された手当

第十三条 第九条から第十三条まで及び前条第二項各号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

第十三条の二 手当は、母又は養育者に対する手当にあつては児童が第一号、第一号又は第四号のいずれかに該当するとき、父に対する手当にあつては児童が第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するときは、当該児童については、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。

一 父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときはを除く。

二 父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつているとき。

三 母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつているとき。

四 父又は母の死亡について労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の規定による遺族補償その他の政令で定める法令によるこれに相当する給付（以下この条において「遺族補償

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和三十七年十二月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
附 則 (昭和三七年九月一五日法律第一号) 抄
1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政手の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政手の不作為その他の法律の施行前に生じた事項についても適用する。
ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政手の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められないいかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる。この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

8 この法律及び行政事件訴訟法の施行に伴う關係法律の整理等に関する法律（昭和三十七年法律第一百四十号）に同一の法律についての改正規定がある場合には、当該法律は、この法律によつてまず改正され、次いで行政事件訴訟

法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律によつて改正されるものとする。

附 則 (昭和三九年五月三〇日法律第八号) 抄
1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三九年五月三〇日法律第八号) 抄
1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三九年七月六日法律第一五号) 抄
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中国民年金法第三十条第一項、第八十一条及び別表の改正規定並びに第二条中児童扶養手当法第三条第一項の改正規定は、昭和三十九年八月一日から施行する。

附 則 (昭和四〇年三月三一日法律第三号) 抄
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中国民年金法第三十条第一項、第八十一条及び別表の改正規定並びに第二条中児童扶養手当法第三条第一項の改正規定は、昭和四〇年三月三一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 (昭和四一年五月九日法律第六七号) 抄
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五十六条の規定は、昭和四十一年一月一日から施行する。ただし、第五十九条、第六十二条及び第六十六条の規定は、昭和四十一年一月一日から施行する。

附 則 (昭和四一年五月九日法律第六七号) 抄
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五十六条の規定は、昭和四十一年一月一日から施行する。

附 則 (昭和四一年七月一日法律第一二号) 抄
1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四〇年六月一一日法律第一三〇号) 抄
1 この法律は、公布の日から施行する。

第一 条 この法律は、昭和四十年八月一日から施行する。ただし、第一条中児童扶養手当法第五条の規定は昭和四十年十一月一日から、第三条並びに附則第十四条から附則第四十三条まで及び附則第四十五条の規定は昭和四十一年二月一日から施行する。

附 則 (昭和四二年八月一一日法律第一二号) 抄
1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四二年八月一七日法律第一三六号) 抄
1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四三年五月二八日法律第六九号) 抄
1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四三年五月二八日法律第六九号) 抄
1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四四年一二月一〇日法律第一四号) 抄
1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四四年一二月一〇日法律第一四号) 抄
1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四五六年六月四日法律第一八七号) 抄
1 この法律は、公布の日から施行する。

第一 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中児童扶養手当法第五条の改正規定及び第二条中特別児童扶養手当法第五条の改正規定は、昭和四十三年一月一日から施行する。

附 則 (昭和四二年八月一一日法律第一二号) 抄
1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四二年八月一七日法律第一三六号) 抄
1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四三年五月二八日法律第六九号) 抄
1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四三年五月二八日法律第六九号) 抄
1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四四年一二月一〇日法律第一四号) 抄
1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四四年一二月一〇日法律第一四号) 抄
1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四五六年六月四日法律第一八七号) 抄
1 この法律は、公布の日から施行する。

第一 条の規定による改正後の国民年金法
 (以下「改正後の国民年金法」という。) 第十
 六条の二、第二十七条、第三十三条、第三
 三条の二、第三十八条、第三十九条及び第三
 九条の二の規定、第二条の規定による改正
 後の厚生年金保険法(以下「改正後の厚生年
 金保険法」という。) 第三十四条、第四十四
 条、第五十条、第五十条の二、第六十二条及
 び附則第九条の規定、第三条の規定による改
 正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法
 律附則第五条の規定、第四条の規定による改
 正後の国民年金法等の一部を改正する法律附
 则第五条第十七号から第十九号まで、附則第
 八条第一項、第三項及び第四項、附則第十一
 条、附則第十三条から第十五条まで、附則第
 十七条、附則第十八条、附則第二十八条、附
 则第三十一条、附則第三十二条第二項、第三
 項及び第五項、附則第三十三条、附則第三十
 四条第一項、附則第四十八条第一項、附則第
 五十三条、附則第五十六条、附則第五十九
 条、附則第六十条、附則第六十一条、附則第
 六十三条、附則第七十三条、附則第七十四
 条、附則第七十七条、附則第七十八条第二項
 (同項の表記)、附則第五十六条第一項の表記
 の項から旧厚生年金保険法第四十六条第一
 項までの項まで及び旧交渉法第十九条の三第
 一項の項に係る部分を除く。) 及び第三項、
 附則第七十九条、附則第八十四条、附則第八
 六条、附則第八十七条第三項(同項の表記
 の項から旧厚生年金保険法第三十九条第一
 項までの項まで及び旧交渉法第十九条の三第
 一項の項に係る部分を除く。) 及び第四项並び
 に附則第七十九条第一項及び第三十九条
 第二項の項に係る部分を除く。) 及び第五项
 並びに附则第二十九条の規定、第七条の規定、第八
 条中厚生年金保険法等の一部を改正する法律
 附則第三十五条第一項の改正規定(第一百三
 条第二項及び)の下に「附則第二十九条
 第二項並びに」を加える部分に限る。) 第九
 条の規定、第十一条の規定(国民年金法等の
 一部を改正する法律附則第六十二条の次に見
 出し及び第二条を加える改正規定を除く。) 第
 十二条の規定並びに附则第七十七条の規定、
 平成六年九月以前の月分の児童扶養手当の額
 については、なお従前の例による。

2

第二条の規定による改正後の国民年金法
 (以下「改正後の国民年金法」という。) 第十
 六条の二、第二十七条、第三十三条、第三
 三条の二、第三十八条、第三十九条及び第三
 九条の二の規定、第二条の規定による改正
 後の厚生年金保険法(以下「改正後の厚生年
 金保険法」という。) 第三十四条、第四十四
 条、第五十条、第五十条の二、第六十二条及
 び附則第九条の規定、第六条の規定による改
 正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法
 律附則第五条の規定、第四条の規定による改
 正後の国民年金法等の一部を改正する法律附
 则第五条第十七号から第十九号まで、附則第
 八条第一項、第三項及び第四項、附則第十一
 条、附則第十三条から第十五条まで、附則第
 十七条、附則第十八条、附則第二十八条、附
 则第三十一条、附則第三十二条第二項、第三
 項及び第五項、附則第三十三条、附則第三十
 四条第一項、附則第四十八条第一項、附則第
 五十三条、附則第五十六条、附則第五十九
 条、附則第六十条、附則第六十一条、附則第
 六十三条、附則第七十三条、附則第七十四
 条、附則第七十七条、附則第七十八条第二項
 (同項の表記)、附則第五十六条第一項の表記
 の項から旧厚生年金保険法第四十六条第一
 項までの項まで及び旧交渉法第十九条の三第
 一項の項に係る部分を除く。) 及び第三項、
 附則第七十九条、附則第八十四条、附則第八
 六条、附則第八十七条第三項(同項の表記
 の項から旧厚生年金保険法第三十九条第一
 項までの項まで及び旧交渉法第十九条の三第
 一項の項に係る部分を除く。) 及び第四项並び
 に附則第七十九条第一項及び第三十九条
 第二項の項に係る部分を除く。) 及び第五项
 並びに附则第二十九条の規定、第七条の規定、第八
 条中厚生年金保険法等の一部を改正する法律
 附則第三十五条第一項の改正規定(第一百三
 条第二項及び)の下に「附則第二十九条
 第二項並びに」を加える部分に限る。) 第九
 条の規定、第十一条の規定(国民年金法等の
 一部を改正する法律附則第六十二条の次に見
 出し及び第二条を加える改正規定を除く。) 第
 十二条の規定並びに附则第七十七条の規定、
 平成六年九月以前の月分の児童扶養手当の額
 については、なお従前の例による。

第三条の規定による改正後の国民年金法
 (第六条の規定の施行に伴う経過措置)

2

第一条の規定による改正後の国民年金法
 (第六条の規定の施行に伴う経過措置)

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

第一百六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(不服申立てに関する経過措置)

第一百六十二条 施行日前にされた国等の事務に係る处分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分序に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分の上級行政庁であった行政庁とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(罰則に関する経過措置)
第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)
第一百六十四条 この法律に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。
(検討)

第二百五十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについて、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十六条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二一年一二月二二日法律第十六〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)及び各号に掲げる規定は、当該各号に定め

る日から施行する。

、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二

十四年第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

附 則 (平成二一年六月七日法律第一一

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

二号) 抄

第一条 この法律は、平成一三年七月四日法律第一〇

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

二号) 抄

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第二百二十四条 移行農林共済年金及び移行農林年金は、児童扶養手当法の適用については、同法第三条第二項に規定する公的年金給付とみなす。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

八号) 抄

第一条 この法律は、平成一四年七月三一日法律第九

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二号) 抄

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第三百八十八条 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十九条 この法律に規定するものほか、公

社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(施行期日)
二九号) 抄

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施

行する。

、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二

十四年第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

附 則 (平成一六年六月七日法律第一一

(施行期日)
一号) 抄

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施

行する。

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第二百二十四条 移行農林共済年金及び移行農林年金は、児童扶養手当法の適用については、同法第三条第二項に規定する公的年金給付とみなす。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

八号) 抄

第一条 この法律は、平成一四年七月三一日法律第九

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二号) 抄

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第三百八十八条 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十九条 この法律に規定するものほか、公

社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(施行期日)
第一条 この法律は、平成一六年三月三一日法律第二

二九号) 抄

第一条 この法律は、平成十六年三月三一日から施

行する。

、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二

十四年第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

附 則 (平成一六年六月七日法律第一一

(施行期日)
一号) 抄

第一条 この法律は、平成十六年六月七日法律第一一

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十六年六月七日法律第一一

から、母子家庭等の児童の親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

六年度以降の年度の予算に係る国又は都道府県の負担(平成十五年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十六年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担を除く。)

又は事業の実施により平成十六年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担を除く。)

について適用し、平成十五年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十六年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担及び平成十六年度以降の年度に行われる第三条の規定による改正前の児童扶養手当法第二十二条の二の規定に基づく交付金の交付については、

七年を経過したとき(第六条第一項の規定による認定の請求をした日において三歳未満の児童を監護する受給資格者については、当該児童が三歳に達する日から起算して五年又は手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して七年を経過したとき)(第六条第一項の規定による認定の請求をした日において三歳未満の児童を監護する受給資格者については、当該児童が三歳に達した日から起算して五年又は手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して五年を経過したとき)とする。

五年を経過したとき)とする。

したとき(同日において三歳未満の児童を監護する受給資格者については、当該児童が三歳に達した日から起算して五年を経過したとき)とあるのは、「平成十五年四月一日から起算して五年を経過したとき」(第五条第一項の規定による認定の請求をした日において三歳未満の児童を監護する受給資格者については、当該児童が三歳に達した日から起算して五年を経過したとき)とする。

したとき(同日において三歳未満の児童を監護する受給資格者については、当該児童が三歳に達した日から起算して五年を経過したとき)とあるのは、「平成十五年四月一日」とする。

六年度以降の年度の予算に係る国又は都道府県の負担(平成十五年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十六年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担を除く。)

又は事業の実施により平成十六年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担を除く。)

について適用し、平成十五年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十六年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担及び平成十六年度以降の年度に行われる第三条の規定による改正前の児童扶養手当法第二十二条の二の規定に基づく交付金の交付については、

七年を経過したとき(第六条第一項の規定による認定の請求をした日において三歳未満の児童を監護する受給資格者については、当該児童が三歳に達した日から起算して五年又は手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して五年を経過したとき)とする。

五年を経過したとき)とする。

したとき(同日において三歳未満の児童を監護する受給資格者については、当該児童が三歳に達した日から起算して五年を経過したとき)とあるのは、「平成十五年四月一日」とする。

六年度以降の年度の予算に係る国又は都道府県の負担(平成十五年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十六年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担を除く。)

又は事業の実施により平成十六年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担を除く。)

について適用し、平成十五年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十六年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担及び平成十六年度以降の年度に行われる第三条の規定による改正前の児童扶養手当法第二十二条の二の規定に基づく交付金の交付については、

七年を経過したとき(第六条第一項の規定による認定の請求をした日において三歳未満の児童を監護する受給資格者については、当該児童が三歳に達した日から起算して五年又は手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して五年を経過したとき)とする。

五年を経過したとき)とする。

したとき(同日において三歳未満の児童を監護する受給資格者については、当該児童が三歳に達した日から起算して五年を経過したとき)とあるのは、「平成十五年四月一日」とする。

六年度以降の年度の予算に係る国又は都道府県の負担(平成十五年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十六年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担を除く。)

二

六条

政府は、この法律の施行の状況を勘案

し、母子家庭等の児童の福祉の増進を図る観点

による。

なおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第三十八条の八(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条规定により

預り金寄附委託法第八条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為及び附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第八百四条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一八年二月一〇日法律第一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

（児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置）

第二十二条 附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第二条第一項の互助年金並びに附則第七条第一項の普通退職年金、附則第十一条第一項の公務傷病年金及び附則第十二条第一項の遺族扶助年金は、児童扶養手当法の適用については、前条の規定による改正後の同法第三条第二項に規定する公的年金給付とみなす。

附 則（平成一八年三月三一日法律第二〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

（児童手当法等の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律による改正後の規定は、平成十八年度以降の年度の予算に係る国、都道府県若しくは市町村（特別区を含む。以下同じ。）の負担（平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される國、都道府県又は市町村の負担を除く。）又は交付金の交付について適用し、平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される國、都道府県又は市町村の負担については、なお従前の例による。

（その他）の経過措置の政令への委任）

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日) **附 則** (平成一九年三月三一日法律第一八号) 抄

(第一条) この法律は、平成十九年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 附則第三条第一項の規定によりなお従前の例により支給される旧執行官法附則第十三条の規定に基づく年金たる給付は、前条の規定による改正後の児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付とみなす。

附 則 (平成一九年四月二三日法律第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一から二まで 略

三 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第二十七条、第二十八条、第二十九条第一項及び第二項、第三十条から第五十条まで、第五十四条から第六十条まで、第六十二条、第六十四条、第六十五条、第六十七条、第六十八条、第七十一条から第七十三条まで、第七十七条から第八十条まで、第八十二条、第八十四条、第八十五条、第九十条、第九十四条、第九十六条から第一百条まで、第一百三条、第一百十五条から第一百十八条まで、第一百二十条、第一百二十一条、第一百二十三条から第一百二十五条まで、第一百二十八条、第一百三十条から第一百三十四条まで、第一百三十七条、第一百三十九条及び第一百三十九条の二の規定 年金機構法の施行の日

(罰則に関する経過措置)

第一百四十三条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この項において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとする場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第一百四十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条第三項及び第四項、第二十九条並びに第三十六条の規定、附則第六十三条中健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第十八条第一項の改正規定、附則第六十四条中特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第一百九十五条の改正規定並びに附則第六十六条及び第七十五条の規定 公布の日
附 則 (平成一九年七月六日法律第一号) 抄 (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二〇年一二月三日法律第八五号) 抄 (施行期日)
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。
附 則 (平成二一年五月一日法律第三六二号) 抄 (施行期日)
第一条 この法律は、平成二十二年一月一日から施行する。
(調整規定)
第八条 この法律及び日本年金機構法又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)に同一の法律の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該法律の規定は、日本年金機構法又は雇用保険法等の一部を改正する法律によってまず改正され、次いでこの法律によつて改正されるものとする。
附 則 (平成二三年六月一日法律第四〇号) 抄 (施行期日)
第一条 この法律は、平成二十二年八月一日から施行する。ただし、次条(第三項を除く。)及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。
第二条 平成二十二年八月一日においてこの法律による改正後の児童扶養手当法(以下「新法」と)
(認定の請求等に関する経過措置)

（二）の規定による改正前の児童扶養手当法の規定による手当の支給要件（以下この条において「旧支給要件」という。）に該当していない者に限り（同日前においても、同日に新支給要件に該当することを条件として、当該手当について新法第六条第一項の規定による認定の請求の手続をとることができる。

前項の手続をとつた者が、平成二十二年八月一日において、新支給要件に該当しているときは、その者に対する手当の支給は、新法第七条第一項の規定にかかるらず、同月から始める。

次に各号に掲げる者が、平成二十二年十一月三十日までの間に新法第六条第一項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する手当の支給は、新法第七条第一項の規定にかかるらず、それぞれ当該各号に定める月から始める。

一 平成二十二年八月一日において現に新支給要件に該当している者（旧支給要件に該当しない者に限り、第一項の手続をとつた者を除く。）同月

二 平成二十二年八月一日から同年十一月三十日までの間に新支給要件に該当するに至つた者（旧支給要件に該当しない者に限る。）その者が新支給要件に該当するに至つた日の属する月の翌月

第三条 前条第一項の手続をとつた者及び同条第三項第一号に掲げる者に対する手当の支給に關し、新法第十三条の二の規定を適用する場合においては、同条第一項中「手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の初日」とあるのは、「平成二十二年八月一日」とする。
(政令への委任)
(検討)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第五条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭における父又は母の就業状況及び当該家庭の経済的な状況等を勘案し、当該家庭の生活の安定及び自立の促進並びに児童の福祉の増進を図る観点から、児童扶養手当制度を含め、当該家庭に對

すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとする場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるもの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

第九条 この法律の施行前にした行為及びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十一条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成一八年五月一三日法律第三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年八月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。（経過措置）

第二条 平成二十八年七月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。（政令への委任）

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二八年六月三日法律第六三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成二九年三月三一日法律第四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

四 次に掲げる規定

イ 第一条中所得税法第二条第一項の改正規定、同法第七十九条第二項及び第三項の改正規定、同法第八十三条の二の改正規定、同法第八十五条の改正規定、同法第一百二十条の改正規定、同法第一百二十二条第三項の改正規定、同法第一百二十三条第三項の改正規定、同法第一百二十五条第四項及び第一百二十七条第四項の改正規定、同法第一百九十条の改正規定、同法第一百九十四条の改正規定、同法第一百九十五条の改正規定、同法第一百九十九条の改正規定、同法第一百九十六条の改正規定、同法第一百九十八条第六项の改正規定、同法第一百九十九条第六项の改正規定、同法第二百三十三条第一号の改正規定、同法第二百三十六条の三の改正規定、同法第二百三十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

二 次に掲げる規定

イ 第一条中所得税法第二条第一項の改正規定、同法第七十九条第二項及び第三項の改正規定、同法第八十三条の二の改正規定、同法第八十五条の改正規定、同法第一百二十条の改正規定、同法第一百二十二条第三項の改正規定、同法第一百二十三条第三項の改正規定、同法第一百二十五条第四項及び第一百二十七条第四項の改正規定、同法第一百九十条の改正規定、同法第一百九十四条の改正規定、同法第一百九十五条の改正規定、同法第一百九十九条の改正規定、同法第一百九十六条の改正規定、同法第一百九十八条第六项の改正規定、同法第一百九十九条第六项の改正規定、同法第二百三十三条第一号の改正規定、同法第二百三十六条の三の改正規定、同法第二百三十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

同年七月以前の月分の児童扶養手当等の支給の制限については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第一百四十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条における同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第一百四十一 条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二九年六月二日法律第四五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第百三条の一、第二百三十三条の三、第二百六十七条の二、第二百六十七条规定は、公布の日から施行する。

（附 則 （平成二九年六月二日法律第四五号）抄）

同年七月以前の月分の児童扶養手当等の支給の制限については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第一百四十二条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第七条の規定は、公布の日から施行する。

（国）の補助に関する経過措置

第一条 施行日の前日の属する月以前の月分として施行日以後に支給される特例年金給付に要する費用に対する国の補助については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

附 則 （平成三〇年五月二五日法律第三一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第七条の規定は、公布の日から施行する。

（附 則 （平成三〇年五月二五日法律第三一号）抄）

同年七月以前の月分の児童扶養手当等の支給の制限については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第六条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めたる。

附 則 （平成三〇年六月八日法律第四四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附 則 （平成三〇年六月八日法律第四四号）抄）

同年七月以前の月分の児童扶養手当等の支給の制限については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第二条 第六条中児童扶養手当法第七条第三項の改正規定並びに附則第六条第二項及び第三項の規定

（児童扶養手当に関する経過措置）

第六条 平成三十一年九月一日の規定

（児童扶養手当に関する経過措置）

第六条 第六条の規定による改正前の児童扶養手当法第三項の規定に基づいて支払われた平成三十一年七月分の児童扶養手当は、第六条の規定による改正後の児童扶養手当法（次項において「新児童扶養手当法」という。）の規定による同月分の児童扶養手当とみなす。

3 平成三十一年八月分の児童扶養手当について
は、新児童扶養手当法第七条第三項（ただし書
を除く。）の規定にかかわらず、同年十一月に
支払うものとする。

（罰則に関する経過措置）

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第八条 政府は、この法律の施行後五年を目途と
して、この法律の規定による改正後の規定の施
行の状況について検討を加え、必要があると認
めるときは、その結果に基づいて所要の措置を
講ずるものとする。

（政令への委任）

第二十四条 この附則に規定するもののほか、こ
の法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で
定める。

（施行期日）

**附 則（令和二年三月三一日法律第八
号）抄**

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行
する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該
各号に定める日から施行する。

一 略

二 次に掲げる規定 令和三年一月一日

イ 及びロ 略

**ハ 第十五条中租税特別措置法第四十一条の
四の二の次に一条を加える改正規定、同法
第四十一条の十九第一項の改正規定（二千
万円）を「八百万円」に改める部分に限
る）、同法第九十三条の改正規定（同条第
一項第四号を同項第五号とし、同項第三号
の次に一号を加える部分を除く。）、同法第
九十四条の改正規定、同法第九十五条の改
正規定及び同法第九十六条の改正規定並び
に附則第七十四条第一項及び第三項、第一百
十一条、第一百四十四条並びに第一百四十九
条の規定**

（罰則に関する経過措置）

第一百七十七条 この法律（附則第一条各号に掲げ
る規定にあっては、当該規定。以下この条にお
いて同じ。）の施行前にした行為並びにこの附
則の規定によりなお従前の例によることとされ
る場合及びこの附則の規定によりなおその効力
を有することとされる場合におけるこの法律の
施行後にした行為に対する罰則の適用について
は、なお従前の例による。

（政令への委任）

第百七十二条 この附則に規定するもののほか、この
法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）

**附 則（令和二年六月五日法律第四〇
号）抄**

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行
する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該
各号に定める日から施行する。

**一 第一条中国民年金法第八十七条第三項の改
正規定、第四条中厚生年金保険法第一百条の三
の改正規定、同法第一百条の十第一項の改正規
定（同項第十号の改正規定を除く。）、第十二
条中確定給付企業年金法第三十六条第二項第
一号の改正規定、第二十一条中確定拠出年金
法第四十八条の三、第七十三条及び第八十九
条第一項第三号の改正規定、第二十四条中公
的年金制度の健全性及び信頼性の確保のため
の厚生年金保険法等の一部を改正する法律附
則第三十八条第三項の表改正後確定拠出年金
法第四十八条の二の項及び第四十条第八項の
改正規定、第二十九条中健康保険法附則第五
条の四、第五条の六及び第五条の七の改正規
定、次条第二項から第五項まで及び附則第十
二条の規定、附則第四十二条中国民年金法等
の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三
十四号。次号及び附則第四十二条から第四十
五条までにおいて「昭和六十一年国民年金等改
正法」という。）附則第二十条及び第六十四
条の改正規定、附則第五十五条中被用者年金
制度の一元化等を図るために厚生年金保険法
等の一部を改正する法律（平成二十四年法律
第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」
という。）附則第二十三条第三項、第三十六
条第六項、第六十条第六項及び第八十五条の
改正規定、附則第五十六条の規定、附則第九
十五条中行政手続における特定の個人を識別
するための番号の利用等に関する法律（平成
二十五年法律第二十七号）別表第二の百七
項の改正規定並びに附則第九十七条の規定**

（施行期日）

**附 則（令和二年三月三一日法律第八
号）抄**

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行
する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該
各号に定める日から施行する。

**一 第十三条の二第二項第一号に規定する障害基
礎年金等（次号において「障害基礎年金等」
といふ）を受けているもの 同月**

**二 令和三年三月一日から同年六月三十日まで
の間に児童扶養手当の支給要件に該当するに
至つた者であつて障害基礎年金等を受けてい
るもの その者が当該認定の請求に係る児童
扶養手当の支給要件に該当するに至つた日又
は障害基礎年金等の受給権を有するに至つた
日のいずれか遅い日の属する月の翌月**

**三 令和三年二月以前の月分の児童扶養手当の支
給の制限については、なお従前の例による。**

（政令への委任）

第四十条 第十四条及び附則第十三条の規定 令和三
年三月一日

（施行期日）

**附 則（令和四年六月一七日法律第六八
号）抄**

第一条 この法律は、令和四年六月一七日から施行
する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該
各号に定める日から施行する。

一 第五十九条の規定 公布の日

（施行期日）

**附 則（令和四年六月二二日法律第七六
号）抄**

第一条 この法律は、ことども家庭庁設置法（令和
四年法律第七十五号）の施行の日から施行す
る。ただし、附則第九条の規定は、この法律の
各号に定める日から施行する。

（施行期日）

**附 則（令和四年六月二二日法律第七六
号）抄**

第一条 この法律は、ことども家庭庁設置法（令和
四年法律第七十五号）の施行の日から施行す
る。ただし、附則第九条の規定は、この法律の
各号に定める日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正
前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含
む。以下この条及び次条において「旧法令」と
いいう。）の規定により従前の国機関がした認
定、指定その他の処分又は通知その他の行為
は、法令に別段の定めがあるもののか、この
法律の施行後は、この法律による改正後のそ
れぞの法律（これに基づく命令を含む。以下こ
の条及び次条において「新法令」という。）の
相当規定により相当の国機関がした認定、指
定その他の処分又は通知その他の行為とみな
す。

（処分等に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正
前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含
む。以下この条及び次条において「旧法令」と
いいう。）の規定により従前の国機関がした認
定、指定その他の処分又は通知その他の行為
は、法令に別段の定めがあるもののか、この
法律の施行後は、この法律による改正後のそ
れぞの法律（これに基づく命令を含む。以下こ
の条及び次条において「新法令」という。）の
相当規定により相当の国機関がした認定、指
定その他の処分又は通知その他の行為とみな
す。

（処分等に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正
前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含
む。以下この条及び次条において「旧法令」と
いいう。）の規定により従前の国機関がした認
定、指定その他の処分又は通知その他の行為
は、法令に別段の定めがあるもののか、この
法律の施行後は、この法律による改正後のそ
れぞの法律（これに基づく命令を含む。以下こ
の条及び次条において「新法令」という。）の
相当規定により相当の国機関がした認定、指
定その他の処分又は通知その他の行為とみな
す。

（処分等に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正
前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含
む。以下この条及び次条において「旧法令」と
いいう。）の規定により従前の国機関がした認
定、指定その他の処分又は通知その他の行為
は、法令に別段の定めがあるもののか、この
法律の施行後は、この法律による改正後のそ
れぞの法律（これに基づく命令を含む。以下こ
の条及び次条において「新法令」という。）の
相当規定により相当の国機関がした認定、指
定その他の処分又は通知その他の行為とみな
す。

（処分等に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正
前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含
む。以下この条及び次条において「旧法令」と
いいう。）の規定により従前の国機関がした認
定、指定その他の処分又は通知その他の行為
は、法令に別段の定めがあるもののか、この
法律の施行後は、この法律による改正後のそ
れぞの法律（これに基づく命令を含む。以下こ
の条及び次条において「新法令」という。）の
相当規定により相当の国機関がした認定、指
定その他の処分又は通知その他の行為とみな
す。

（処分等に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正
前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含
む。以下この条及び次条において「旧法令」と
いいう。）の規定により従前の国機関がした認
定、指定その他の処分又は通知その他の行為
は、法令に別段の定めがあるもののか、この
法律の施行後は、この法律による改正後のそ
れぞの法律（これに基づく命令を含む。以下こ
の条及び次条において「新法令」という。）の
相当規定により相当の国機関がした認定、指
定その他の処分又は通知その他の行為とみな
す。

（処分等に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正
前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含
む。以下この条及び次条において「旧法令」と
いいう。）の規定により従前の国機関がした認
定、指定その他の処分又は通知その他の行為
は、法令に別段の定めがあるもののか、この
法律の施行後は、この法律による改正後のそ
れぞの法律（これに基づく命令を含む。以下こ
の条及び次条において「新法令」という。）の
相当規定により相当の国機関がした認定、指
定その他の処分又は通知その他の行為とみな
す。

（処分等に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正
前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含
む。以下この条及び次条において「旧法令」と
いいう。）の規定により従前の国機関がした認
定、指定その他の処分又は通知その他の行為
は、法令に別段の定めがあるもののか、この
法律の施行後は、この法律による改正後のそ
れぞの法律（これに基づく命令を含む。以下こ
の条及び次条において「新法令」という。）の
相当規定により相当の国機関がした認定、指
定その他の処分又は通知その他の行為とみな
す。

（処分等に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正
前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含
む。以下この条及び次条において「旧法令」と
いいう。）の規定により従前の国機関がした認
定、指定その他の処分又は通知その他の行為
は、法令に別段の定めがあるもののか、この
法律の施行後は、この法律による改正後のそ
れぞの法律（これに基づく命令を含む。以下こ
の条及び次条において「新法令」という。）の
相当規定により相当の国機関がした認定、指
定その他の処分又は通知その他の行為とみな
す。

（罰則に関する経過措置）

第四十一条 この法律の施行前にした行為及び
の附則の規定によりなお従前の例によることと
される場合におけるこの法律の施行後にした行
為に対する罰則の適用については、なお従前の
例による。

（検討）

第七条 この附則に規定するもののほか、この
法律の施行後に伴い必要な経過措置は、政令で
定める。

（検討）

第八条 政府は、この法律の施行後五年を目途と
して、この法律の規定による改正後の規定の施
行の状況について検討を加え、必要があると認
めるときは、その結果に基づいて所要の措置を
講ずるものとする。

（政令への委任）

第二十四条 この附則に規定するもののほか、この
法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定
める。

（検討）

第八条 政府は、この法律の施行後五年を目途と
して、この法律の規定による改正後の規定の施
行の状況について検討を加え、必要があると認
めるときは、その結果に基づいて所要の措置を
講ずるものとする。

（政令への委任）

第二十四条 この附則に規定するもののほか、この
法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定
める。

（検討）

第八条 政府は、この法律の施行後五年を目途と
して、この法律の規定による改正後の規定の施
行の状況について検討を加え、必要があると認
めるときは、その結果に基づいて所要の措置を
講ずるものとする。

（政令への委任）

第二十四条 この附則に規定するもののほか、この
法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定
める。

（検討）

第八条 政府は、この法律の施行後五年を目途と
して、この法律の規定による改正後の規定の施
行の状況について検討を加え、必要があると認
めるときは、その結果に基づいて所要の措置を
講ずるものとする。

（政令への委任）

第二十四条 この附則に規定するもののほか、この
法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定
める。

（検討）

第八条 政府は、この法律の施行後五年を目途と
して、この法律の規定による改正後の規定の施
行の状況について検討を加え、必要があると認
めるときは、その結果に基づいて所要の措置を
講ずるものとする。

（政令への委任）

第二十四条 この附則に規定するもののほか、この
法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定
める。

（検討）

第八条 政府は、この法律の施行後五年を目途と
して、この法律の規定による改正後の規定の施
行の状況について検討を加え、必要があると認
めるときは、その結果に基づいて所要の措置を
講ずるものとする。

（政令への委任）

第二十四条 この附則に規定するもののほか、この
法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定
める。

（検討）

第八条 政府は、この法律の施行後五年を目途と
して、この法律の規定による改正後の規定の施
行の状況について検討を加え、必要があると認
めるときは、その結果に基づいて所要の措置を
講ずるものとする。

（政令への委任）

ていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対し、その手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第三条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第二項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第九条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月二二日法律第七七

(施行期日)
号)抄

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。
一 略
二 附則第十一条の規定 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(令和四年法律第七十六号)